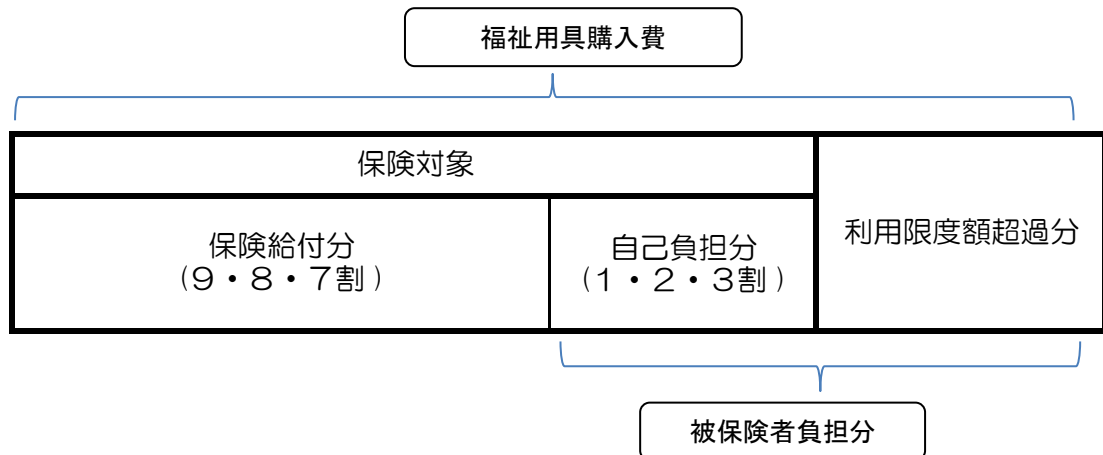


周南市介護保険福祉用具購入費受領委任払について

1 主旨

介護保険法第44条、第56条及び周南市介護保険福祉用具購入費受領委任払に関する要綱等に基づき、被保険者の一時的な経済負担を軽減するため、福祉用具購入費の受領委任払いの実施及び福祉用具販売事業者の登録をするもの。

2 「受領委任払い」とは



「償還払い」・・・

- ① 利用者は、福祉用具販売者へ「福祉用具購入費」支払い
- ② 利用者は、市から「保険給付分」を受領

「受領委任払い」・・・

- ① 利用者は、福祉用具販売者へ「被保険者負担分」支払い
- ② 福祉用具販売者は、市から「保険給付分」を受領

4 「受領委任払い」を利用するには

この制度利用には、登録が必要。

1) 登録要件

- ① 山口県の指定を受けた福祉用具販売事業所であること
- ② 市税または町税の滞納がないこと

2) 登録申請

- ① 登録申請書を市へ提出
- ② 要件に適合した事業者を登録

作成した登録簿は、ウェブページ、各ケアマネジャー、窓口にて公開

3) 登録有効期間

2年間（令和8年1月1日～令和9年12月31日）

〈登録申請について〉

1 登録事業所

- ・ 対象は、山口県の指定を受けた福祉用具販売事業所ごと
- ・ 市税または町税の滞納がないこと

2 提出書類

1) 福祉用具購入費受領委任払取扱事業者登録申請書

留意点1 「事業者名称」は、山口県に届け出ている福祉用具販売事業所の名称を記載のこと

2) 以下添付書類

① 確約書（提出は、両面コピーしたもの）

留意点1 第7号について、登録取り消し期間中は、受領委任払いができない。

2 第9号については、誠意をもって対処すること。

3 第13号について、「受領委任払完結の日」とは市の支払日のこと。

② 所在地の市町村において市税の滞納のないことの証明書

様式→「滞納の無いことの証明書」「完納証明書」等

3 提出

提出期間：令和7年11月4日（火）～11月30日（日）

◎持参の場合→11月28日（金）17：15までに周南市役所②高齢者支援課窓口へ

◎郵送の場合→11月30日（日）の消印まで有効